

加古川市消防危険物規則第14条第1項に定める資料提出を要する  
変更工事の運用指針

平成23年12月28日

消 防 長 決 定

1 目的

この運用指針は、加古川市消防危険物規則（昭和60年規則第1号。以下「市規則」という。）第14条第1項に定める位置、構造又は設備の改修等を行う場合における事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、消防法（以下「法」という。）第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係が生じない工事については、変更の許可を要しないものとする。

3 具体的運用に関する事項

(1) 資料提出を要する変更工事（以下「確認を要する変更工事」という。）

とは、基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかでないため、変更許可に該当するか否かについて確認を要する変更工事をいう。

(2) 確認を要する変更工事に該当する工事は、市規則第14条第1項に基づく「危険物製造所等軽微な変更届出書」により届け出ることとなるが、事前相談等により工事内容が変更許可を要するか否かが確認できる場合は、省略することができるものであること。

なお、事前相談等を行う場合、必要に応じてFAX等を活用し、変更許可に該当するか、あるいは届出提出によるか否かを判断し、出来る限り簡素化に努めること。

(3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と確認を要する変更工事とが同時に行われる場合には、変更許可申請に確認を要する変更工事の資料を添付しても差し支えないものであること。この場合、確認を要する変更工事の確認の結果、変更許可に該当しなかった部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものであること。

(4) 資料提出を要さない変更工事（以下「軽微な変更届けを要しない工事」という。）とは、維持管理を目的とする工事が行われる結果、当該変更工事が基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかである軽微な変更工事をいい、この場合、事後における資料提出も要しないものとする。

(5) 変更工事が基準の内容と関係が生じない工事とは、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取扱う部分のみの工事で位置、

消火設備若しくは警報設備の基準に変更がないものをいう。

- (6) 変更工事について、確認を要する変更工事及び軽微な変更届けを要しない工事に関する具体的な判断資料は別添資料のとおりとする。なお、別添資料に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、同じ取扱いをして差し支えないこと。なお、この判断に際しては、変更工事が保安上の問題を生じさせないものであるか否かによること。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。（貯蔵し、又は取扱う危険物の品名に変更がなく、数量が減少する場合を除く。）

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がないこと。